

いじめ防止基本方針

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。しかし、どの生徒も被害者及び加害者になりうるものである。

本校は、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係づくりをすすめることを通して、生徒が集団の一員としての自覚と自信をもてる学校づくりを、全職員が一丸となってすすめる。

本校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを宣言し、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ただし、けんかやふざけ合いであっても、当該生徒が心理的負担を感じている場合や、後にいじめに発展する場合も考えられるため、事実確認を行い、いじめの要素の有無を判断する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等の対策のため、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、高等部主事、普通科主任、専門学科主任、生徒指導主事、人権教育主任、寮務主任、寄宿舎主任、養護教諭、情報集約担当者
特別支援教育コーディネーター、外部専門家 ※関係職員（必要に応じて）

(2) 役割

いじめ防止等対策委員会を学期毎に開催し（年3回）、次に挙げる事項を行う。

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける（相談窓口）。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を行う。

◆情報の窓口を一元化するため、情報集約担当者として生徒指導部員を充てる。

エ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケートや聞き取り調査により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

キ いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

4 年間計画

(1) いじめ防止等の年間計画

学期	月	内容	
1 学期	4	・いじめ防止基本方針の共通理解（4月職員会議） ・相談窓口の周知（入学式、PTA総会）	※緊急会議（いじめ事案が発生した場合）
	5	・「いじめ防止月間」の取組 「鏡わかあゆ いじめ防止5箇条」の策定・周知 ・人権教育推進委員会 ・「いじめ・悩みに関するアンケート」調査①	
	6	・「いじめに関する保護者アンケート」調査① ・「心のきずなを深める月間」	
	7	・第1回いじめ防止等対策委員会（外部専門員委嘱、年間計画の確認、取組状況報告） ・いじめ防止研修①	
2 学期	8	・いじめ防止研修②	
	9	・保護者へ「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」	
	10	・心のアンケート実施 ・「いじめ・悩みに関するアンケート」調査②	
	11	・「いじめに関する保護者アンケート」調査②	
	12	・第2回いじめ防止等対策委員会（取組状況報告）	
3 学期	1		
	2	・人権教育推進委員会 ・「いじめ・悩みに関するアンケート」調査③ ・「いじめに関する保護者アンケート」調査③	
	3	・第3回いじめ防止等対策委員会（本年度の課題検討、次年度に向けて）	

5 いじめの未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

ア 連絡帳や健康観察等を通して、様子の変化等の把握に努める。

イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりをすすめる。

ウ わかる・できる授業づくりに尽力し、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

エ 授業規律の厳守、教室環境の整備等を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

オ 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校・学級全体で醸成する。

カ 全ての教育活動において人権教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

キ 職員朝会・学科会・学年会において積極的に生徒に関する現状把握を行い、配慮を要する生徒について、課題点等の情報交換を行い、指導・支援の方法等について共通理解を図る。

ク 教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒が言葉の大切さを気付けるよう指導の充実に努める。

(2) 生徒会を中心とした取組

ア 「心のきずなを深める月間」の取組

イ 「命を大切に作る心」を育む取組

ウ 「いじめ防止月間」 ※「鏡わかあゆ いじめ防止5箇条」の策定

エ 生徒会相談窓口の開設

(3) 相談体制の整備

ア 「いじめ・悩みに関するアンケート（年3回）」の実施後は、個別面談を実施し、生徒の抱える悩みや問題を早期に把握する。

イ 「いじめに関する保護者アンケート」を実施し、必要に応じて個別面談を行う。

(4) 学年を越えたグループ編成による学習形態

上級生・下級生と協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けることができるようにする。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校生徒のインターネットに関する使用状況調査で現状把握に努めるとともに、「情報」の授業を中心とした情報モラル教育を行い、常時、生徒にいじめ防止の啓発を行う。

(6) 保護者・関係機関との連携協力体制の整備

必要に応じて保護者や警察、児童相談所、病院等との情報交換や研修を行う。

6 早期発見のための取組

(1) アンケート調査等

ア 「いじめ・悩みに関するアンケート」を各学期実施し、いじめの兆候を察知する。アンケート後、担任は個別面談を行い、生徒一人一人の理解に努める。

イ 「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の配付

(2) 個別面談等

- ア 定期的に行われる現場実習前面談等、各種面談（3者面談、2者面談）の中で、実態を把握する。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 面談室・生徒指導室・進路指導室・保健室等を利用して、昼休み及び放課後を中心に行う。

(3) 相談窓口の周知

- ア 校内外の相談機関を生徒及び保護者に周知し、悩みを早期に相談できる体制を整える。（熊本県24時間子どもSOSダイヤル、肥後っ子テレホン、こども110番、熊本いのちの電話等、校内相談窓口、生徒会相談窓口）

(4) 校内研修

- ア いじめの未然防止、早期発見に資する職員研修を行い、いじめを見逃さない感性を高める。
- イ いじめの問題に関する職員研修を実施し、「いじめ防止対策推進法」「熊本県いじめ防止基本方針」「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」等の理解と確認を行う。

7 いじめに対する措置

(1) 校内における教職員の対応

いじめの事実があると思われるときは、速やかに情報集約担当者に報告し、いじめ防止等対策委員会（「緊急会議」）を開き、いじめ問題対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。

いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。いじめられた生徒へは、心のケアを第一に考えた支援体制を組織する。いじめた生徒に対しては、本人が抱える課題や悩み等取り巻く背景にも目を向けながら教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行い、再発防止を図る。

対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携の下で取り組む。

(2) 校内における役割分担

ア 情報、事実の正確な把握と確認、共有化

- ① 被害者・加害者からの聞き取り・・・担任・養護教諭・生徒指導主事
- ② 第三者からの聞き取り・・・生徒指導主事・いじめ防止担当
- ③ 保護者への連絡・保護者からの聞き取り・・・普通科主任・専門学科主任・高等部主事
- ④ 情報の集約・・・情報集約担当者
- ⑤ いじめ防止等対策委員会の招集・・・教頭

イ 指導支援の体制

いじめ防止等対策委員会で指導・支援体制を決定

ウ 生徒への指導・支援

- ①被害者への対応 担任・養護教諭
- ②加害者への対応 担任・生徒指導主事
- ③他の生徒への対応 普通科主任・専門学科主任・
人権教育主任・担任

エ 保護者との連携

- ①関係保護者への対応 教頭・普通科主任・専門学科主任
- ②保護者会への対応 教頭・高等部主事・
普通科主任・専門学科主任

オ 関係機関との連携 教頭

(3) 被害生徒とその保護者への支援

- ア 被害生徒から事実関係の聴取を行い、できる限り不安を除去するとともに、教職員が支えとなり安全確保に努めることを伝える。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- ウ 心身の苦痛を感じていないか確認を行い、必要に応じてカウンセラーなど外部専門家の協力を得る。
- エ 被害生徒が安心して学習に取り組むことができるよう環境の確保を図る。

(4) 加害生徒への指導と保護者への支援

- ア 加害生徒から事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚できるようにする。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめ行為の背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- イ 保護者に事実関係を伝え、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- エ 加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解できるようにする。
- オ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(5) 集団への対応

- ア 再発防止を含めた学級や学年、学科全体への指導を行う。
- イ 集団に対しても自分の問題として捉えさせる。
 - ・いじめを注意することはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、人としてやってはいけない行為であることを伝える。

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要がある。

（1） いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とするが、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、一定期間が経過した段階で判断する。

（2） 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

イ 寄宿舎生活を送っている生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

9 重大事態への対処

（1） 重大事態の定義

ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

（ア）生徒が自殺を企図した場合

（イ）身体に重大な傷害を負った場合

（ウ）金品等に重大な被害を被った場合

（エ）精神性の疾患を発症した場合

※生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

令和3年4月